

NECプラットフォームズ(株)一関事業所跡地取得後の管理運営について

令和4年1月12日開催の議員全員協議会において、NECプラットフォームズ(株)一関事業所跡地(以下、「NEC跡地」という。)の取得及び利活用方針について説明を行った。

この際、議員各位から質疑や意見が多く寄せられた、「NEC跡地取得後の管理運営」及び「都市計画法における用途地域の見直し」(資料No.2、3を参照)の2点について、あらためて資料をもって説明するもの。

1 利活用方針

- (1) NEC跡地は、将来にわたって活用方法に制限を設けず、多種多様な用途での活用が可能となる場所を目指し、「事業用定期借地権」による民間事業者への有期貸付(契約期間は20~30年程度を想定)を基本として、変化する社会ニーズに即した土地利用を進める。
- (2) 市の最重要課題である「人口減少」に対処するため、当面、NEC跡地を「雇用を創り出す場」として活用を進めることとし、単に「働く場所」に限らず、起業支援(インキュベーション)機能のように「新しい取組が生まれ、雇用につながる要因となる場所」とするなど、あらゆる可能性から活用策を検討する。
- (3) 民間事業者の積極的な投資を呼び込むため、前例に捉われない新たな立地誘導策(インセンティブ)を検討する。

2 推進体制

(1) 準備協議会

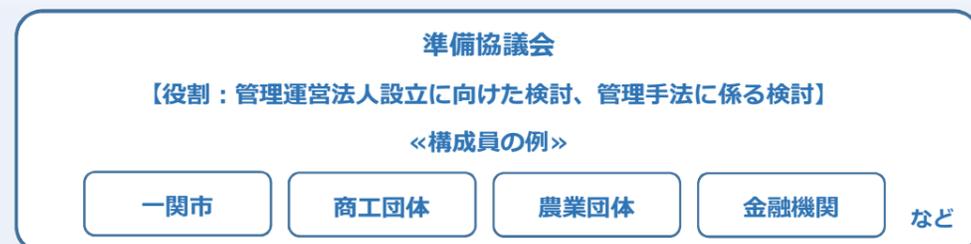
① 主な役割

- ア. NEC跡地の管理運営を担う法人の設立に向けた検討
- イ. NEC跡地の管理手法に係る検討

② 設立するポイント

多種多様な市内団体などの参画をいただくことで、様々な観点から管理運営体制の検討を行うことができる。

なお、検討に当たっては、大学教授などの専門家や、開発事業を手掛ける大手企業など、外部からの助言・指導も得ながら進める。



(2) 管理運営法人

① 主な役割

- ア. 民間事業者の誘致(情報発信、営業活動など)
- イ. 大手不動産会社やデベロッパーなどの開発事業者と連携した民間活用の促進
- ウ. 貸付の契約事務
- エ. 貸付料の収入管理
- オ. 土地の維持管理(草刈、樹木の剪定など)

② 設立するポイント

- ア. 個別多様なニーズに応じた、自由度の高い貸付が可能となる。
- イ. 市から直接土地貸付を行う場合に比べ、安価な賃料設定など幅広い立地誘導策の検討が可能となる。
- ウ. 専任職員の長期的な育成が可能となり、安定した新規雇用が創出される。

(3) 第三者機関

① 主な役割

土地貸付の適否などの意見

② 設立するポイント

市内の様々な団体が構成員として参画することで、広く意見を集約でき、市民や社会ニーズに即した土地利用が図れる。

